

くらし

主な公共施設の年末年始休業日について

主な公共施設の年末年始の休業日については、市ホームページで案内しています。開館時間など詳細については、各施設へお問い合わせをお願いします。



農地の貸し借りについて



【農家の皆さんへ】
手続きをせずに、農地の貸し借りをすると「農地を返してほしいときに返してくれない」「離作料を請求される」などさまざまな問題が発生します。

▼解決策として

① 利用権の設定
農地の貸し借りについて、所有者・耕作者がお互いに話し合った契約期間、賃料などを記入した契約書を農林水産課へ届出します。

② 農地中間管理事業

所有者は、茨城県農地中間管理機構へ農地を貸し付けし、その後機構が耕作者へ転貸します。

こちらも公的機関が仲介することになりますので、安心して農地の貸し借りができます。

問 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

新作物作付支援事業のお知らせ

永年性作物の植栽経費の一部を助成し、新たな取り組みを支援します。

交付対象作物について

交付の対象となる新作物などは、果樹など永年性作物で、地域の継続的な農業振興に資するものとなります。交付対象作物については、条件があります。詳しくは市ホームページで確認ください。



対象者 収穫物を出荷・販売する計画のある者

対象面積 10アール以上
助成額 経費の2分の1以内
(上限額5万円/10アール)

問 農林水産課(霞ヶ浦庁舎)

ストップ！農地の違反転用

農地を宅地や駐車場、資材置場、植林など農地以外の用途に変更する場合や、農地に土砂を埋め立て・盛り土をする場合は、必ず許可を受けてください。この許可を受けずに転用した農地は、違反転用となり売買や登記ができません。また、農業委員会会長より工事の中止や原状回復を命じられることもあります。

④ 違反転用した場合、土地所有者も違反転用者となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人1億円以下)の厳しい罰則が科せられます。

問 農業委員会事務局(霞ヶ浦庁舎)

一般競争指名競争入札参加資格審査申請の受付

本市では、2年ごとの定期入札参加資格審査申請受付を行っており、左記の日程で「物品製造・役務の提供・印刷請負等」の入札参加資格審査申請受付を行います。

なお、受付期間以外での受付・審査は行いませんので、ご了承ください。

申請受付期間

平成31年1月15日(火)～2月15日(金)
午前9時～正午、午後1時～4時

※土曜・入札日は除きます

申請方法 郵送または持参

※持参については、市内業者のみ可

登録期間 平成31年4月1日～平成33年3月31日

※詳しくは、市ホームページで掲載していますので、ご確認ください。



問 検査管財課(千代田庁舎)

相談会

無料税務相談会「要予約」

日時 平成31年1月8日(火)・15日(火)
午後1時～3時

場所 関東信越税理士会土浦支部
(土浦市中央・11・19)

問 関東信越税理士会土浦支部

☎ 029 (824) 5055

募集

健康フォーラム「要予約」

皆さまにいつまでも健康で過ごしていただくために、生活習慣病予防についての情報発信の場として健康フォーラム「下げよう血圧！伸ばそう健康寿命！」を開催します。

費用 参加費200円
持ち物 飲み物、バスタオル

※平成31年1月9日(水)午前9時から予約受付。

▼子育て相談

日時 平成31年1月8日(火)・22日(火)
午前9時～11時・午後2時～4時

※家庭訪問相談も受け付けています。

問 やまゆり館 ☎ 029 (882) 5001

お話し会「石のスープの会」

絵本や紙しばいなどをみんなと一緒に楽しみましょう。

図書館へお待ちしていますので、ご参加ください。

日時 平成31年1月12日(土)午前10時半～

(図書館本館)

問 図書館 ☎ 029 (867) 0647

▶ 国保年金ニュース

国民年金にゆとりをプラス！
国民年金基金からのお知らせです

国民年金基金は、自営業者やフリーランスの方々が、ゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乗せする公的な年金です。

60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も加入できます。

基本は、終身年金なので生涯にわたって年金を受け取ることができます。

支払った掛金は全額、社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

ライフプランに合わせて、組み立てられる国民年金基金で、あなたのゆとりをじっくり育てていきましょう！

▼ 資料請求・お問い合わせ

茨城県国民年金基金
〒310-0062
水戸市大町3-4-36 大町ビル内
☎ 029-225-4797
☎ 0120-65-4192 (フリーダイヤル)
▶ 茨城県国民年金基金ホームページ



問 国保年金課(千代田庁舎)

▶ かすみがうらの人口

- 人口 42,208人 [前月比+14]
- 男性 21,419人 [前月比+12]
- 女性 20,789人 [前月比+2]
- 世帯数 17,298世帯 [前月比+26]

▶平成30年12月1日現在
(住民基本台帳人口)



地方創生コラム⁽²⁴⁾

地域の力で かすみがうらを元気に！

本市は地方創生の総合戦略に基づき、来年度までに観光入込客数の1割増(28万人⇒31万人)を目指しています。観光のスタイルが、従来の「見る」観光から、自然環境や食材など地域に存在する資源を五感で「体験」する観光へと変化する中、市も「体験型観光の推進」に取り組んでいます。

▶「体験型観光」の可能性

観光スタイルの変化には、私たちの価値観の変化が反映されていると考えられます。内閣府の調査で、「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」との問いに対し、6割の人が「これからは心の豊かさやゆとりのある生活することに重きをおきたい」と回答しています(「国民生活に関する世論調査」平成30年8月)。このような背景から、観光消費も「モノ」から「コト」へと移り変わってきました。前回のコラムで紹介した、かすみがうら未来づくりカンパニーの古墳や食育をテーマにした自転車ツアーの他、先月市が行ったモニタリングツアーでも、レンコン掘りやレンコンを使ったパン作りは、県外からの参加者に好評で、地元では見慣れたものも、



好評だったレンコン堀り

体験と絡めれば観光資源になることが実証できました。

▶体験型観光を定着させるために

今後の観光振興に向けて、3つの重要なポイントがあります。一つ目は「地域資源活用」。観光スポットは限られていても、体験のテーマとなる自然・食・歴史などの資源はたくさんあります。これらをどう活かすか、地域の創意工夫が求められます。二つ目は「広域連携」。観光客に行政の境は関係ありません。何度も地域を訪れてもらうため、近隣自治体と協力した、お客様が広域に周遊できる仕組みづくりが必要です。三つ目は「官民連携」。今回のモニタリングツアーでも、農家の方やパン屋さんなど、多くの皆様にご協力いただきました。体験観光には地域を挙げた受入れ体制が必要で、そのための市民協働のネットワークづくりが大変重要です。

☎ 地域未来投資推進課(千代田庁舎)

償却資産(固定資産税)の申告

必ず申告してください

法人や個人で工場・事務所・店舗・共同住宅・駐車場などを経営される方が、市内に償却資産をお持ちの場合は、毎年1月1日現在の所有資産について申告する必要があります。

▶償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

※法人税法または所得税法において、償却済みの資産であっても、事業の用に供されている場合は、固定資産の課税対象となりますので申告をお願いします。

▶申告対象となる主な償却資産

構築物	鉄塔・塀・看板・路面舗装・広告塔など
機械および装置	工作機械・製造加工機械・建設機械・事業用太陽光発電設備など
船舶	漁船・客船・ボート・貨物船など
航空機	飛行機・ヘリコプター・グライダーなど
車両および運搬具	構内運搬車・大型特殊自動車(自動車税の課税対象は除く)など
工具・器具および備品	机・いす・パソコン・エアコン・検査工具など

▶申告対象となる太陽光発電設備

個人設置の太陽光発電設備(太陽光パネル)も固定資産税の課税対象となる場合があります。

設置者	10kW 以上	10kW 未満
個人(住宅用)	売電事業用の資産となり、申告対象	申告対象外
法人・個人事業主	売電事業用の資産となり、申告対象	

※個人所有(10kW 未満)の設備であっても、事業用家屋(共同住宅など)上に設置されたものは申告対象です。

▶提出期限

平成31年1月31日(日)

▶提出先

税務課(千代田庁舎)

☎ 税務課(千代田庁舎)

第三者行為による被害届

国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為による被害届について

交通事故など第三者(自分以外)から受けた傷病の治療費については、第三者が負担することが原則です。国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険証を使用して治療を受ける場合は、法令に基づき被保険者による「第三者行為による被害届」の提出が必要となります。病院を受診する際に保険証を使用する場合は、速やかに国保年金課へ連絡してください。

☎ 国保年金課(千代田庁舎)

療養費申請手続き

後期高齢者医療制度の高額介護合算療養費の申請手続について

医療費と介護サービス費の自己負担額(食事・居住費などを除く)の合計額が年間の限度額を超えた場合、限度額を超えた分の額が支給されます。

例年、後期高齢者医療保険に加入されており支給対象となる方へは、案内を1月中旬に行っていました。が、高額療養費の制度改正によって、本年から3月中旬に変更となります。通知が届きましたら内容をご確認のうえ申請を行ってください。

☎ 国保年金課(千代田庁舎)

あじさい館展示

1月は「茨城県立土浦特別支援学校」・「獅子頭彫刻同好会」の作品展示

あじさい館では、市内の文化団体などが作成した絵画、写真、陶芸、工芸品などの芸術作品を月替わりで展示しております。

▶期間 12月26日(水)～1月27日(日)

☎ 生涯学習課 ☎ 029-897-0511

消費生活センターからのお知らせ

見守り新鮮情報 シリーズ^②

「俳句が素晴らしい」と褒められて・・・

高額な掲載料の支払いに

「あなたの俳句は素晴らしい、新聞に掲載しないか」と電話で勧誘され、有頂天になり承諾した。掲載料は2万円と聞いていたが、確認すると24万円だった。高額なので断ると「キャンセルは出来ない」と強く言われ、仕方なく契約した。新聞にも掲載されてしまった。

▶ひとこと助言

●「俳句」以外にも同様の手口が発生しています。

●褒められて嬉しい気持ちに付け込まれ、つい承諾してしまいがちですが、一度限りのつもりが次々と勧誘されるケースもあります。執拗に勧誘される場合は、曖昧な断り方をせず、きっぱりと断りましょう。

●電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料などの契約内容は書面でしっかりと確認することが大切です。契約書面が渡されていない時や、法定の契約書面を受け取ってから8日以内のときなどはクーリング・オフが出来る場合があります。

●不安なときは、早めに消費生活センターにご相談ください。

●周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。

◆消費生活センターでは

悪質商法、架空請求などの契約トラブル、商品サービスの安全性など消費生活に関するご相談は何でも承ります。まずはお電話でご相談ください。

時間 午前9時～正午／午後1時～4時

①月(火)(木)(金) 場所：霞ヶ浦庁舎

②水(木)(金) 場所：勤労青少年ホーム(事前にご電話ください)

●消費者教育や被害の注意喚起など、対象者に応じた出前講座を行っています。ぜひご利用ください。

☎ かすみがうら市消費生活センター(霞ヶ浦庁舎)